

北海道の少年院と少年鑑別所のニュースレター

Rapport

らぽーと

No. **104**

2024.2



特集

ヤングケアラーについて知っていますか？

警察との連携強化

特集 ヤングケアラーについて知っていますか？

近頃ニュースなどでよく見聞きする「ヤングケアラー」という言葉、皆さんはご存知でしょうか。また、実は少年鑑別所にとって、塀の中の業務、塀の外の業務のそれぞれで、関わりの深いテーマだというところも驚かれるかもしれません。本号では、ヤングケアラーの特集します。

〈ヤングケアラーって？〉

ヤングケアラーの定義は、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと」（こども家庭庁、図1参照）、「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと」（一般社団法人日本ケアラー連盟）、「学業や仕事のかたわら、障害や病気のある家族のケアをしている子供や若者のこと」（一般社団法人ヤングケアラー協会）等と様々で、今のところ確定した定義はありません。

いずれにせよ、家族のケアの責任や負担の重さから、学業や友人関係などに影響が出たり、やりたいことや進路を諦めたりせざるを得ないような状況につながりやすい点が課題です。

令和2、3年度に全国で行われた調査によると、世話をしている家族がいると回答した子どもの割合は、小学6年6.5%、中学2年5.7%、全日制高校2年4.1%でした。令和3、4年度に北海道で行われた同様の調査では、小学6年4.7%、中学2年3.9%、全日制高校2年3.0%でした。多少割合は違いますが、クラスに1人か2人はそうした子どもがいるということになります。少年鑑別所で行った同様の調査では、自分のしていることがケアだと認識していない子どもが少なくない様子もうかがわれ、実際はもう少し多くの子どもがケアに関わっている可能性があります。

図1



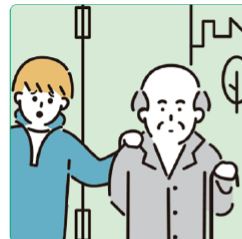
障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

〈ヤングケアラー的な側面のある非行少年〉

少年鑑別所で実際に向き合ってきた少年たちの中には、ステップファミリーで、連れ子として半ば邪魔者のような扱いを受ける中、幼い弟妹の世話をする中で家族の中に必死に居場所を作ってきた少年や、母子二人きりの家庭で、アルコール依存症の母親の愚痴聞きや世話で振り回されつつも、頼られていることに喜びを見いだしていた少年など、ヤングケアラーに類した生い立ちの少年が少なからずいました。（事例に関する記載は、本質を損なわない範囲で加工、集約等した架空事例で、実在の特定の少年の情報ではありません。）

こうした少年たちは、ケアの負担から、成績不振や遅刻欠席が増えたり、普通の友達との遊びや部活、進路を諦めたりし、そうした中で、不良交友や非行に近づいていく場合が多かったと感じます。

このように、ヤングケアラー的な生い立ちを振り返ることは、少年の非行について理解するとともに立ち直りの鍵にもなる可能性があります。ですが、これまで、非行少年を対象としたヤングケアラーに関する実態調査等は行われていませんでした。そこで、今年度、道内の少年鑑別所を中心とした7施設で、在所者に対して前記調査に準じた実態調査を行っています。在所者には、18歳以上の者もいますので、厳密にはヤングケアラーだけではなく、若者ケアラーを含む調査です。

ここでは、中間取りまとめの一部を紹介いたします。最終的な取りまとめは今年度末予定です。御関心のある方は講演等御依頼ください。

〈調査結果〉

○家族のケアの状況

現にしている者が15.2%、過去も含むと21.0%が家族のケアの経験があると回答しており、全国調査と比べて高い結果でした。

○ケア経験者の状況

ケアの対象は、多い順で、兄弟姉妹（59.0%）、母（50.0%）でした。非行少年の家庭の特徴として、母子家庭やステップファミリー（幼い異父兄弟がいることが多い）が多いことが影響していると思えます。

兄弟姉妹については、ケアの理由として、年齢的に幼いという以外に発達障害（30.8%）の割合が高いこと、ケアの内容では、世話（69.2%）、感情面のサポート（61.5%）、見守り（53.8%）の割合が高いことが特徴でした。また、母親については、ケアの理由は、精神疾患（36.4%）、依存症（27.3%）、その他（多忙、自傷行為等）（27.3%）の順であり、ケアの内容は、家計を助ける（81.8%）、家事（63.6%）、感情面のサポート（63.6%）の順でした。

非行少年の場合、ケアの理由として精神疾患や依存症、発達障害等が多く、高齢や身体障害等と比べて、外部から見えにくいことが分かります。また、知られるのが恥ずかしいといった気持ちになりやすく、相談しづらい可能性もあります。また、ケアの内容についても、家計を支える、感情面のサポート等が多く、家事や介護等と比較すると、少年自身にとっても外部の大人にとってもケアであるとの認識が働きづらい可能性があります。また、非行少年は、中卒、高校中退で働き始める人が

多く、家計を支えることが、自他ともに当然視されやすいため、ますますケアラーとして気付かれにくくなっており、つらくても支援につながりにくい少年が多いのではないかと思えます。一般的に、ヤングケアラーは支援につながりにくいと言われますが、非行少年（に近い特徴を持つ子ども）については、特にこの点に気を付けたいところです。

○非行少年に特徴的な回答が見られた項目

全国の全日制高校2年生と比較した結果、非行少年に特徴的な回答が見られた項目は左表のとおりです。まとめると次のようなことが言えます。

- ・より困難又は支援の乏しい状況でケアをしている可能性がある。
- ・その中で疲弊や不満を感じている可能性がある。
- ・進路等の相談、自助グループ的な

関わりなど特有の援助ニーズがある可能性がある。

- ・ケアにやりがいを感じている者がいることに配慮する必要がある。
- （①支援の押し付けや「かわいそう」と見ることが子どもを傷つけ支援から遠ざけることになるリスク、②否認・抑圧の可能性や、結果的に孤立を深めて悪循環に陥るおそれがあること、①②の両面への配慮が必要。）

	非行少年	全国調査
①ケアを一緒にしている人：自分のみ	36.4%	11.4%
②世話の頻度：ほぼ毎日	57.1%	47.6%
③平日に世話に費やす時間：3～7時間未満	55.0%	24.4%
※全国調査の最多は3時間未満35.8%		
※休日は3時間以上が84.2%（北海道調査24.2%）		
④世話をしているためにやりたいけれどできていないこと		
学校や仕事に行きたいけれど行けない	13.6%	1.0%
学校・仕事を遅刻・早退してしまう	18.2%	2.9%
進路の変更を考えざるを得ない・進路を変更した	9.1%	5.5%
自分の自由になる時間が取れない	27.3%	16.6%
特になし	40.9%	52.1%
⑤世話に対する思い：精神的につらい	31.8%	19.9%
やりがい31.8%（北海道調査15.7%）		
⑥世話について相談した経験：なし	95.5%	64.2%
⑦⑥の理由		
誰かに相談するほどの悩みではない	54.5%	65.0%
相談しても状況が変わると思わない	31.8%	22.8%
相談できる人が身近にいない	18.2%	9.1%
家族のことを知られたくない	18.2%	9.1%
⑧学校や周りの大人に助けてほしいこと、必要な支援		
進路等の相談	27.3%	17.3%
学習等の支援	18.2%	18.9%
同じ境遇の人と話したい13.6%（大阪府調査R4：2.6%）		
⑨自身がヤングケアラーに当てはまる（全体）	9.7%	2.3%
自身がヤングケアラーに当てはまる（ケア経験あり）	45.5%	15.0%



〈地域での支え手として〉

ここまで、少年鑑別所の在籍者にヤングケアラー的な側面を持つ少年が少なくないことを説明してきました。少年鑑別所は、そうした少年を含む非行少年に対して鑑別、観護処遇を行うとともに、地域援助として、地域の一般の方の心理相談等に応じています。地域援助で、ヤングケアラーや彼らを支援する方々などのようなサポートができるか、ご紹介いたします。

まず、ヤングケアラーの観点での支援の必要性等を見極めることができます。前記のとおり、ヤングケアラーは、気付かれにくく、支援につながりにくい特徴があると、表面の問題だけではなく、背景要因まで丁寧に見てケースを理解することを得意としている我々のアセスメントは、「発見」の観点で役立つと思います。

また、ヤングケアラーには（限りませんが）、「かわいそうな子」でも、「頑張っている偉い子」でも、「ケアラー」でもなく、自分自身と向き合ってほしいというニーズがあります。我々は、少年と一人の人として向き合って話を聞き、その人の「真のニーズ」を見いだすことを得意としていますので、「良い聞き手」になれるのではないかと思います。

前記調査結果からも分かるとおり、ヤングケアラーには進路選択の支援のニーズがある人が少なからずいます。面接や検査を通じて特性や適性を見極め、本人や家族、支援者に分かりやすくフィードバックすることは、我々が最も得意としている支援の一つですので、この点で協力することが考えられます。

ヤングケアラーを支援する団体等では、ケア体験を含む人生の語り直しですが、その後、「自分の人生を生きる」ことにつながるとして、自分史作成の支援が行われています。これまでの人生を振り返り、意味付け直し、立ち直りにつなげることは、少年院や少年鑑別所の職員が日頃行っている働き掛けそのものですので、ヤングケアラーの語り直しをサポートすることについても力になれるのではないかと考えています。

少年鑑別所の地域援助の強みの一つは、「支援者の支援」です。紙幅の都合で詳しくは掛けませんが、このような当事者に対する支援のほか、支援されている方々と連携し、支援者を側面から支えるような関わりが可能です。

現状では、ヤングケアラーに関する個別相談はまだありませんが、ケアラー支援推進センターとの連携を通じて、ヤングケアラーをテーマに地域援助推進協議会を実施したり、ケアラー支援関係機関ネットワーク会議で話題提供をしたりするなどして関係機関とのネットワークを作ったり、ケアラー支援関係機関職員等研修に職員を派遣して支援体制を強化したりしています。

〈おわりに〉

北海道は、条例や支援計画を全国で先駆けて策定するなど、ケアラー支援に特に力を入れている自治体の一つですが、ヤングケアラーの支援については、まだまだ支援機関等が不足しているように感じます。鑑別、観護処遇を通じて、ヤングケアラーに類する生い立ちの少年と向き合ってきた経験を生かして、地域援助

で関係機関の皆様と連携し、地域に根差した支え手の一つになっていきたいと考えていますので、お気軽にご相談ください。

ご相談はこちらへ！



〈北海道内の法務少年支援センター〉

平日9:00～17:00（12:15～13:00を除く）

①法務少年支援センターさっぽろ

〒007-0802 札幌市東区東苗穂2条1丁目1-25 電話：011-787-0111

②法務少年支援センターはこだて

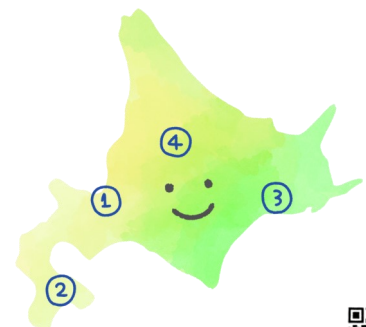
〒042-0944 函館市金堀町6-15 電話：0138-30-7877

③法務少年支援センターくしろ

〒085-0834 釧路市弥生1-5-22 電話：0154-41-5877

④旭川法務少年支援センター

〒078-8231 旭川市豊岡1条1-3-24 電話：0166-31-5511



法務少年支援センター



警察との連携強化



令和5年2月13日、函館少年鑑別支所は北海道警察函館方面本部と少年の立ち直り支援活動に関する協定を締結しました。道内初のこの取組について特集します。

Q

どうして協定を結ぶことになったのでしょうか？

A

我々は、非行・犯罪防止を目的として、一般の方からの相談をお受けする「地域援助」を行っています。同じ志を持つ北海道警察函館方面本部と協定を結ぶことで、機関連携を強化し、少年の健全育成と非行等の問題を抱える少年の立ち直り、ひいてはより安心・安全な地域づくりを目指そうと考えました。

平成28年から全国各地で同様の連携が始まり、下の表のような取組が行われ、効果を上げてきている状況に加えて、少年法が改正され、特定少年に対する非行防止等、地域援助や立ち直り支援活動を一層強化する必要性が高まったことを受け、函館地区でも協議を進め、締結に至りました。

内容	概要
継続補導対象者に対するアセスメント等	少年サポートセンターや警察署（以下「サポートセンター等」という。）から、都道府県警察本部（以下「警察本部」という。）を通じて依頼を受け、継続補導対象者に心理検査等を実施し、その結果を書面で通知する。
事例検討会への参加	サポートセンター等から事例検討会への参加依頼を受け、少年鑑別所職員が依頼元に出向き、継続補導対象者及びその家族への支援について提案したり、見立てを伝えたりする。
警察職員への研修等	警察本部から依頼を受け、非行少年の理解と対応、発達障害のある少年への支援の方法等について、サポートセンターの若手職員、スクールサポーター、少年補導補助員等に研修を実施している。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 性、暴力防止、窃盗、薬物、交友関係等に関するワークブック等を用いた継続的な支援 警察職員や保護者に対する関わり方の助言、提案



Q

具体的な取組内容を教えてください。

A

警察で立ち直り支援活動を行うに当たり、少年の特性や性格等を理解したり、非行や問題行動のメカニズムを見極めたりすることで、関わりや支援を効果的に実施できます。

具体的には、支援の対象となる少年に面接や心理検査等を行い、その特性や問題行動のメカニズムを見極めます。その結果を、警察職員はもとより少年本人や保護者に分かりやすく伝え、その後の指導や立ち直りに生かしてもらうことができます。こうしたアセスメントの結果も踏まえて、必要なケースについては、カウンセリングや、ワークブックを活用した指導的な働き掛けを行うことも想定しています。

また、こうした少年に対する支援だけではなく、少年の指導方針等でお悩みの保護者の相談に応じることも重要な支援の一つだと考えています。



A

地域援助で支援しているケースには、「居場所づくり」のニーズがある場合が少なくありません。少年鑑別所では、これに直接的に対応することが難しいところ、警察の立ち直り支援活動、例えば農業体験などは、居場所づくりに最適な活動ですので、ニーズのあるケースを紹介していきたいと考えています。

手始めに、少年鑑別所の職員が、活動に参加してきました（写真参照）。たくさんの大人がいる中で、土に触れ、伸び伸びと活動することは、子どもたちに様々な良い影響を与えていることを実感できました。また、親子で一緒に参加し、作業をすることでふだん話せないことが話せたり、良い関係性が生まれたりするきっかけになり得ることを感じましたので、居場所づくりだけでなく、親子のコミュニケーションに問題のあるケースなどでも連携していけたらと思います。

Q

少年鑑別所から警察に協力を求めることもありますか？。



少年院・少年鑑別所 インターンシップ

道内の全ての少年院と少年鑑別所では、学生を対象としたインターンシップを行っています。実施時期は原則として夏季休暇又は春季休暇の期間の三日間程度実施します。実際に行われている教育場面の見学、模擬面接実習、職員との意見交換など、普段の学生生活では体験できない様々な事柄を経験することができます。

◆ **対象**：心理、教育、福祉、社会、法律学等を学ぶ学生の皆さん!!

Q. 将来の仕事について、どんな希望をもっていますか？

- ✓ 非行少年の改善更生・立ち直りを支える仕事に興味がある。
- ✓ 子どもの「生きる力」を育んだり、個々の特性に応じた支援を仕事にしたいと考えている。

- ✓ 心理学の専門知識を活かした仕事がしたいと考えている。
- ✓ 非行に至った原因を明らかにし、今後の支援方針を立てる仕事に興味がある。

おすすめ 法務教官

少年院インターンシップ

おすすめ 心理技官

少年鑑別所インターンシップ

◆ 実施内容

少年院

	研修内容
1日目	オリエンテーション 少年法等の講義 院内見学等
2日目	職業指導 調査支援業務(講義) 生活指導 運動 寮内勤務等
3日目	座談会・アンケート等

少年鑑別所

	研修内容
1日目	オリエンテーション 少年矯正に係る講義 所内見学等
2日目	集団心理検査受検・結果処理 個別心理検査受検(体験) 鑑別面接陪席(模擬) 鑑別面接実施(模擬) 鑑別方針等作成(模擬)等
3日目	座談会・アンケート等

◆ 参加者の声

法務教官・心理技官の仕事を具体的にイメージして、理解することができました。

少人数の参加者で、職員の方への質問もしやすく、貴重な学習の機会となりました。

職員の方々が、少年のことを真剣に考えていることがよく分かりました。

法務省人間科学系インターンシップ



「法務省人間科学系インターンシップ」は、「法務省インターンシップ」とは異なりますので、応募の際はご注意ください。

法務省
矯正局



法務省公式
YouTube



札幌矯正管区
フロントページ





施設だより



北海少年院 0123-23-3147



本年10月15日、サッポロファクトリーにおいて開催された北海道矯正展に当院及び分院が参加し、当院は在院者が育てたジャガイモ等の野菜約50点と、支援教育課程の在院者が作成した陶芸作品約20点を販売いたしました。

暖かい日差しの中、最初は横眼で眺めるだけでなかなか購入していただけませんでした。しかし、「これは少年院の少年が心を込めて作ったものです。」と宣伝すると、多くの方が足を止めてくださいました。笑顔で購入していただいた姿に、多くの方の支えを感じ、改めて感謝の気持ちを持つことができました矯正展となりました。

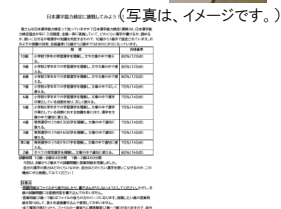
紫明女子学院 0123-22-5141



10月にガーデンパーティーが開催されました。コロナが落ち着いたこともあり、数年ぶりに少年自ら、当院で育て収穫したジャガイモでももち作りを体験することができました。また、篤志面接委員の皆様からフランクフルトとブドウが寄贈され、晴天下の中、たくさんの美味しい料理を口いっぱい頬張る生徒の姿はとて微笑ましいものでした。

荷物の運搬やテントの設置等の会場設営から後片付けまで、生徒が主体となり、協力しながら作業を進めていました。今後の生活でも、他者と協力し合う姿が見られることを願います。

札幌少年鑑別所 011-784-7441



当所では、健全な育成のための支援として、新たに漢字検定模擬試験を始めました。10日に1回程度の頻度で実施していますが、毎回、在所者の半分程度が受検を希望します。居室内での在所者の生活にも変化が見られ、漢字学習に励む様子も見受けられるようになってきました。学習意欲の向上につなげたいとの思いで始めたものですが、ある在所者と保護者との面会においては、「楽しそうだから社会と一緒に受検してみようか。」と話題になったこともあるなど、親子で共通の目標ができることといった思わぬ効果も出ています。

函館少年鑑別支所 0138-51-5652



本年10月、赤レンガ造りの洋物館が建ち並んだ観光名所となっている金森倉庫にて開催された函館矯正展に出展してきました。社会を明るくする運動の一環として、矯正行政に対する理解と協力を目指し、函館少年刑務所と共催したもので、当支所では性格検査体験コーナーとして、PISE検査の無料体験や、パネル展示などの広報を行いました。地元住民だけでなく、各地からの観光客の方々にも立ち寄り頂き、地域とともに開かれた矯正を実感することができました。

旭川少年鑑別所 0166-31-5468



学生や生徒を対象とする就職説明会へのお誘いを頂くと、積極的に赴き、採用・広報活動を活発に行っています。高校生は、まだ受験可能な年齢とはなりませんが、まずは「法務教官」や「法務技官(心理)」という職種を知ってもらうことが第一と考え、実施しています。また、一般対象の説明会では、親御さんや30代の方にも興味を示して頂くことがあります。

未来の「法務教官」、「法務技官(心理)」の人材確保のため、今後も旭川市内はもとより、道北各地にも足を延ばし、地道な活動を続けていきます。良ければ御参加ください。

釧路少年鑑別支所 0154-41-5808



当支所では、毎年初夏に、釧路更生保護女性会の皆様から花の苗を御寄贈いただき、在所者と一緒には水やりや草取りをして育てています。在所者が、不慣れながらも優しい手つきで花の世話をしてくれるおかげで、花壇がとても華やかになります。

今年度も、マーガレットやベコニアなど、色鮮やかな花をたくさん御寄贈いただきましたが、この度、冬支度として、その一部をプランターに植え替えて屋内に移しました。来年もまた、きれいな花を咲かせることができるよう、在所者と一緒大切に世話をしながら、暖かい春の訪れを待とうと思います。

北海道の少年院と少年鑑別所のニュースレター
RAPPORT(らぽーと) 104号

法務省: <http://www.moj.go.jp/>

編集・発行

札幌矯正管区
第三部

発行責任者
第三部長 小松 洋輔

発行日
2024年2月

札幌市東区東苗穂
1-2-5-5
電話 011(783)5063
FAX 011(780)2207